

下水道ストックマネジメント事業
大口ポンプ場改築(スクリーンかす設備外)工事

特 記 仕 様 書

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工程関係	☒ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:大口ポンプ場改築(監視制御設備外)工事) ※別添 計画工程表 参照	☐ 調整項目(☐ 資材等の流用 ☒ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☒ 施工順序の調整 ☐ その他() ☒ 別途協議)
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名() 施工時期及び施工時間() 施工方法()
	☐ 工期	☐ 工期については、繰越手続き完了後、令和〇年〇月〇日まで工期延長を可能とします。
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期()
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名(☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他())
	☒ その他(施工時における排水能力の確保について)	☒ 非出水期において960m ³ /分以上、出水期において2,190m ³ /分(ポンプ全台)の排水能力の確保をすること。(※別添 計画工程表 参照)
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所(☐ 別添図等 ☐ No. ~No. ☐ 別途協議) ☐ 完了見込み時期(☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議)
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード(☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 仮設ヤード使用期間() ☐ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) ☐ 使用条件・復旧方法()
	☐ 仮駐車場の借地期間	☐ 対象工事(☐ 下水道工事(ヶ月) ☐ 水道工事(ヶ月) ☐ その他((ヶ月)
	☐ その他()	☐ その他()
	☒ 施工方法の制限あり	☒ 制限項目(☒ 騒音 ☒ 振動 ☐ 水質 ☒ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他()) ☐ 施工方法等(☐ 指定工法名() ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 施工時期()
公害対策関係	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目(☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 調査方法(☐ 別途資料 ☐ その他() ☐ 別途協議)
	☐ 上記調査は右欄に示す基準を適用する。	☐ 調査要件 補償コンサルタント登録されていること(事業損失部門) ☐ 工損調査共通仕様書(三重県)【最新版】部分改訂を行った内容も含む ☐ 中部用対連発行の当該年度「損失補償算定標準書」から採用した算定基準コード番号、建設物価、積算資料、積算ポケット手帳 コスト情報等の算定根拠資料を明示し、発行年月等のページを記載すること。
	☐ 環境調査	☐ 工事着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。 なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。
	☐ その他()	☐ その他()
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置(☐ 別添図等 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 交通誘導警備員の配置(☐ 別添図等 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外
		☐ ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数:交通誘導警備員 A:昼 人 B:昼 人 B:夜 人 (注:指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。)
		☐ ② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議 すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定め る作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計 画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
		☐ ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 交通誘導警備員の配置時間() ☐ 交通誘導警備員の配置期間() ☐ 交通誘導警備員配置の対象工種()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ☐ ）） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ☐ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ☐ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ☐ ） ・制限内容（ ☐ ）
安全対策関係	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議）
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じうえ、工事を実施すること。
	☐ その他（ ☐ ）	☐ その他（ ☐ ）
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議）
	☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議）
	☐ その他（ ☐ ）	☐ その他（ ☐ ）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 転用あり（ ☐ 回） ☐ 兼用あり（ ☐ ） ☐ その他（ ☐ ）
	☐ 水替工（締切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ☐ ）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 施工方法（ ☐ ）
	☐ 足場工	☐ 本工事施工のために設置する足場については、下記数量を計上している。ただし、現場条件及び構造変更等により変更が生じる場合は、監督員と協議することができるものとする。 橋梁名（ ） 設置面積（ m2） 供用日数（ ヵ月） ☐ その他（ ☐ ）
	☐ その他（ ☐ ）	☐ その他（ ☐ ）
排水工（湧水処理を含む）関係	☐ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり	☐ 項目及び基準値（ ）
	☐ 水質調査の必要あり	☐ 調査項目（ ）
	☐ その他（ ☐ ）	☐ その他（ ☐ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設発生土・ 産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件(☐ 別途図面 ☐ 運搬距離(L= km) ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他())
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地未定につき別途協議する。(☐ 暫定運搬距離L= km、 ☐ その他(処分費用は原則無償とする。))
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類 (☒ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他()) ☐ 産業廃棄物の処分地 (☐ 再生処分場() ☒ 最終処分場() ☐ 別途図書 ☐ その他() ☐ 別途協議) 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目()に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件() ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。 ☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	☐ その他()	☐ その他()
工事支障 物件関係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他()) ☐ 移設時期 (☐ 令和 年 月 中頃 ☐ 別途協議) ☐ 防護()
	☐ その他(架空線・地下埋設物)	☐ その他(以下の架空線、地下埋設物等について、事前に各管理者の立会確認を行うこと。なお、これら以外の埋設物等が予想される場合は監督員と協議を行うこと。) ☐ 架空線(☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 通信 ☐ その他()) ☐ 埋設物(☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 通信 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他())
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件() 工法区分() 材料種類() 施工範囲() ☐ 削孔数量() 注入量 () その他 ()
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係() 材料関係()
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	☐ その他()	☐ その他()
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり	☐ 再生材の種類(☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂) ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置(☐ 新材に変更 ☐ その他() ☐ 別途協議)
	☐ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	☐ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名: ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他()) ☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板)
	☐ その他()	☐ その他()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
その他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所() 期間() その他()
	☐ 現場発生品あり	☐ 品名() 数量() 保管場所() その他()
	☐ 支給品あり	☐ 品名() 数量() 引渡場所()
	☐ 盛土材等工事間流用あり	時期(令和 年 月 日) その他() ☐ 運搬方法(☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他()) ☐ 引渡場所(☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他()) 数量() 運搬距離(L= km)
	☐ 現場環境改善費適用工事	☐ 現場環境改善の内容(率分)() ☐ 現場環境改善の内容(積上)()
	☐ その他(地元調整について)	☐ その他(本工事及び関連工事に伴う地元周知等を実施すること。)
	☐ その他(大型土のう袋について)	☐ その他(大型土のう袋は用途を土木用としている製品を使用すること。耐候性大型土のう袋は「耐候性大型土のう積層工法」設計施工マニュアル(一般財団法人 土木研究センター)に準拠した製品を使用すること。)
	☐ その他(油漏れ対策について)	☐ 河川内においては、原則、重機及び発電機等へ給油作業を行わないこと。また、給油作業を行う場合は、ブルーシート敷設等、地面への油漏れ防止措置を行い、監督員の承認を受けること。なお、吸着マットを常設すること。
	☐ その他(品質管理試験費について)	☐ その他(三重県公共工事共通仕様書のなかで必須となっている品質管理項目及び試験頻度の費用については、技術管理費に率計上されているが、これ以外又はこれ以上に実施するときの追加分の費用は受注者の負担とする。)
	☐ 路面復旧の指定あり	☐ 舗装道路の路面復旧は、当日仮舗装を施工すること(☐ 協議箇所あり ☐ その他() ☐ 別途協議)
	☒ 前払い金の請求について	☒ 前払金の請求を行う場合、令和8年度中は128,920千円を上限とする。(同年度の出来高予定額は322,300千円とする。)
	☒ 支払総額について	☒ 令和8年度中の部分払いを請求する場合の総額は、前払金を含み322,300千円を上限とする。
	☐ 鋼材スクラップ費について	☐ 鋼材スクラップ費については、変更設計時に精算するため当初設計においては計上していません。
	☐ 管路埋設部の液状化対策について	☐ 三重県通達「下水道工事における埋戻部の液状化対策(案)」に基づき現地の品質管理を行うこと。
	☐ 委託業務の試掘箇所について	☐ 委託業務に関する試掘箇所平面図の ○○町の 箇所については、日程を工事担当者と事前に調整を行い実施すること。
	☐ 公共汚水ます設置及び承諾書の配布回収について	☐ 「松阪市公共汚水ます設置基準」に基づき、地権者又は権利者と現地立会を行い公共汚水ます設置場所を決定し、署名された公共汚水ます設置承諾書の回収及び現地立会写真を提出すること。また、宅内排水設備工事は地権者負担となるため適切な位置に設置すること。
適用条件	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書【令和6年7月版】を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改定版)) ☒ 三重県公共工事共通仕様書 第1編 1章 1-1-1-3 2.設計図書の照査 に基づく照査を実施すること。 また、照査の実施において契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。 なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。 ☐ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用 ☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書【最新版】を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書【最新版】を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書【最新版】を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 ☐ 支援技術者 (1) 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー(公財)三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 (2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 (3) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 (4) 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	☒ 適用条件	☒ 設計変更(工事一時中止)を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン(三重県県土整備部 平成29年7月)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☒ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す「設計変更に伴う契約変更のガイドライン」(最新版)を参考とする。(松阪市HP「入札の広場(工事)」を参照) ☐ 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 下水道標準構造図(松阪市下水道建設課) ☐ 松阪市型下水道用マンホール铸铁蓋設置基準書、松阪市型下水道用マンホール铸铁蓋施工基準書 ☐ その他()
監督の区分 (共通仕様書第1編第1章1-1-22条第6項に規定する表1-2、表1-3)	☐ 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。) ☐ 重点監督	重点監督の場合【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種() ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時VE方式 ☐ 契約後VE方式 ☐ 設計・施工一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☒ 総合評価方式	☐ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にVE提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☒ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
電 子 納 品	☒ 工事完成図書(工事写真含む) ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(☒ 2部 ☐ ()部)とする。 ☒ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和 8 年 7 月改訂)を適用 ☒ 松阪市デジタル写真管理試行基準(平成 21 年 5 月改訂)を適用
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	☒ 工事カルテ作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	☒ 下請企業の次数制限	☒ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
市内企業 優先使用	☒ 市内企業の優先使用	☒ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を松阪市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。
市内産製品 優先使用	☒ 建設資材の市内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☐ 工事実態調査	☐ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等 未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
週休2日制工事	☒ 週休2日制工事の実施について	☒ 週休2日制工事にあたっては、土曜日及び日曜日を休工とすることを原則とし、別添の特記仕様書の内容を遵守すること。
監理技術者等の 兼務	☐ 監理技術者等の兼務	☐ 建設業法第26条第3項第1号(専任特例1号)、建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)及び建設業法第26条の5(専任特例営業所技術者)の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、それぞれ「監理技術者等の兼務について(専任特例1号)」、「監理技術者の配置について(専任特例2号)」、「営業所技術者等の兼務について」に記載の要件を全て満たすこと。
熱中症対策	☒ 熱中症対策について	☒ 「松阪市 熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和7年6月版]」を適用
適用条件	☒ 情報共有システムについて	☒ 当工事は、ASP(情報共有システム)対象工事とするが、やむを得ない事情がある場合は、契約締結後監督員と協議し、対象外とすることができる。なお、ASPを利用する場合は、情報共有システムの試行に関する特記仕様書を参照すること。 また、ASPのシステムによって、セキュリティ等により接続できない場合は、協議により従来どおりの納品とすることができる。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（追加事項）

【施工機械】

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット類 (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの;油圧ハンマ・バイプロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバースサーキュレーションドリル・ア連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機) ・ローラ類[ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ] ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械を対象とする。

2. 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書(三重県公共工事共通仕様書1-1-5施工計画書(5)指定機械)の中で、(1)機種、(2)メーカー名、(3)型式、(4)台数等を記載するものとする。また、「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。
- なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。
- ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

その他特記事項について

下水道ストックマネジメント事業 大口ポンプ場改築（スクリーンかす設備外）工事は、令和8年度から令和10年度の3か年の継続事業を行うものであり、各年度の支払限度額及び出来高予定額は、下記の金額のとおりとする。なお、下記の各年度の金額は予定価格に基づいたものであり、入札後に契約金額に応じた金額に変更をするものとする。

記

年 度	支払限度額	出来高予定額
令和8年度	322,300,000円	322,300,000円
令和9年度	385,990,000円	385,990,000円
令和10年度	391,524,100円	391,524,100円
全 体 額	1,099,814,100円	1,099,814,100円

（注1）各年度の前払金の額は、各年度の出来高予定額×40%（万円未満切捨て）

（注2）各年度の間前払金の額は、各年度の出来高予定額×20%（万円未満切捨て）

松阪市 土日完全週休2日制工事（発注者指定型／経費補正なし）特記仕様書

1 土日完全週休2日制工事（以下、「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成届の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5％）以上であることをいう。（別紙参照）

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場制作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、発注者の指示により土日作業（同一週内での指示限る）を行った作業日は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3 受注者は、対象期間中の月毎に現場閉所の状況を監督員に報告すること。また、対象期間終了後には、通期の週休2日の達成状況を報告すること。

4 週休2日に関する経費の補正はしないものとする。

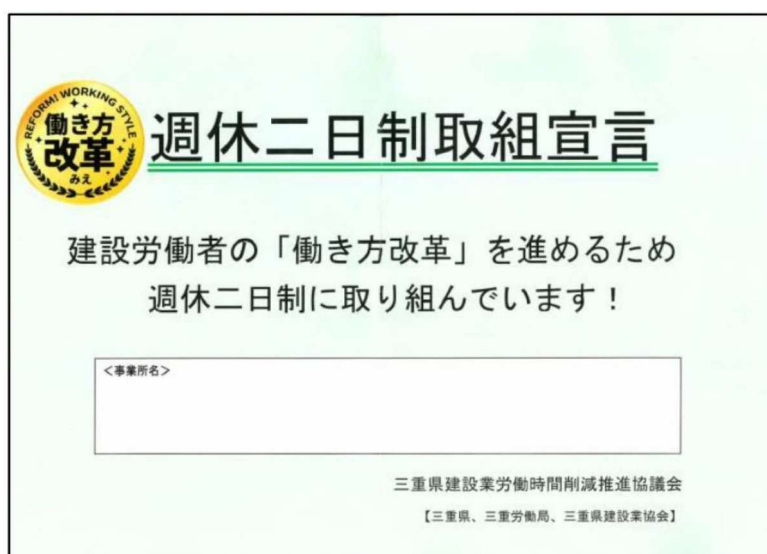
5 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示によるものを除く。）のため現場閉所日を平日に振り替える場合は、原則、前後2週間以内の平日へ振り替えるものとする。

- 6 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重労働局ダウンロードページ】

http://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ※³ 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

【別紙 通期の週休2日の考え方】

通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

通期の週休2日は、以下のとおり、月1回の現場閉所状況を確認し、対象期間終了後に週休2日の達成状況を確認する。

A月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3 工事契約日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

A 月

- ・対象期間 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数/対象期間日数 対象外
- ・土日現場閉所 対象外

B月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2 工事着手	3	4	5
6	7	8	9 作業指示	10	11 土曜作業	12
13	14 振替え	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

B 月

- ・対象期間 29 日
- ・現場閉所日数 8 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 8 日/29 日＝27.6…NG 工期全体で評価
- ・土日現場閉所 OK（土曜作業 OK、振替え OK）

C月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26 工事完成	27	28	29	30

C 月

- ・対象期間 6 日
- ・現場閉所日数 2 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 2 日/6 日＝33.3… OK
- ・土日現場閉所 OK

準備・後片付け期間
 対象期間

通期（工期全体）

- ・対象期間 35 日
- ・閉所日数 10 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 10 日/35 日＝28.6…
- ・土日現場閉所 全て OK

【参考】現場閉所状況の報告書の例（松阪市 HP からダウンロードできます）

[illegible]

熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和7年6月版]

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2. この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」※までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

※「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

(4) 熱中症対策補正值

以下の式により算出された値をいう。

$$\text{熱中症対策補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

3. 気温の計測方法等は次のとおりとする。

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

気温は、施工箇所から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。

4. 現場管理費の算出方法等については次のとおりとする。

受注者から提出された計測結果の資料をもとに、熱中症対策補正値を算出し、現場管理費の算出を行うものとする。なお、現場管理費の算出については、「松阪市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領[令和7年6月版]」によるものとし、設計変更の対象とする。

5. その他

受注者は熱中症対策の対象となる工事期間を監督員と協議すること。

情報共有システムの試行に関する特記仕様書

情報共有システムとは、最新版の「三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-2 用語の定義 25.情報共有システム」のほかに、以下のとおりとする。

1. 本案件は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより作業の効率化を図る情報共有システムの試行対象案件である。
なお、試行にあたっては最新版の「松阪市情報共有システム試行要領」及び国土交通省が定める最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施すること。
2. 受注者は、本案件で利用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）を選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。
その際、選定する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事においては国土交通省が定める最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」
 - ・設計業務等においては国土交通省が定める最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」
3. 利用するサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①ASPに関する障害を適正に処理、解決できる体制。
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事項。
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上ASPの利用を停止することができる事項。
 - ④サポート体制・操作説明会の開催等に関する事項。
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。

6. 情報共有システムの利用に係る費用(利用料金)は受注者がサービス提供者に支払うものとし、それに相当する額は、土木工事においては共通仮設費の率分に含まれている。設計業務等においては、各積算基準によるものとし、率分に含まれない場合は、必要となる費用は設計変更の対象とする。
- 利用料金とは、情報共有システムの登録料及び利用料をいう。
7. 受注者は、完成納品時において、電子検査用ビューア等を作成すること。

松阪市
令和8年6月

計画工程表（他工事との工程調整等）

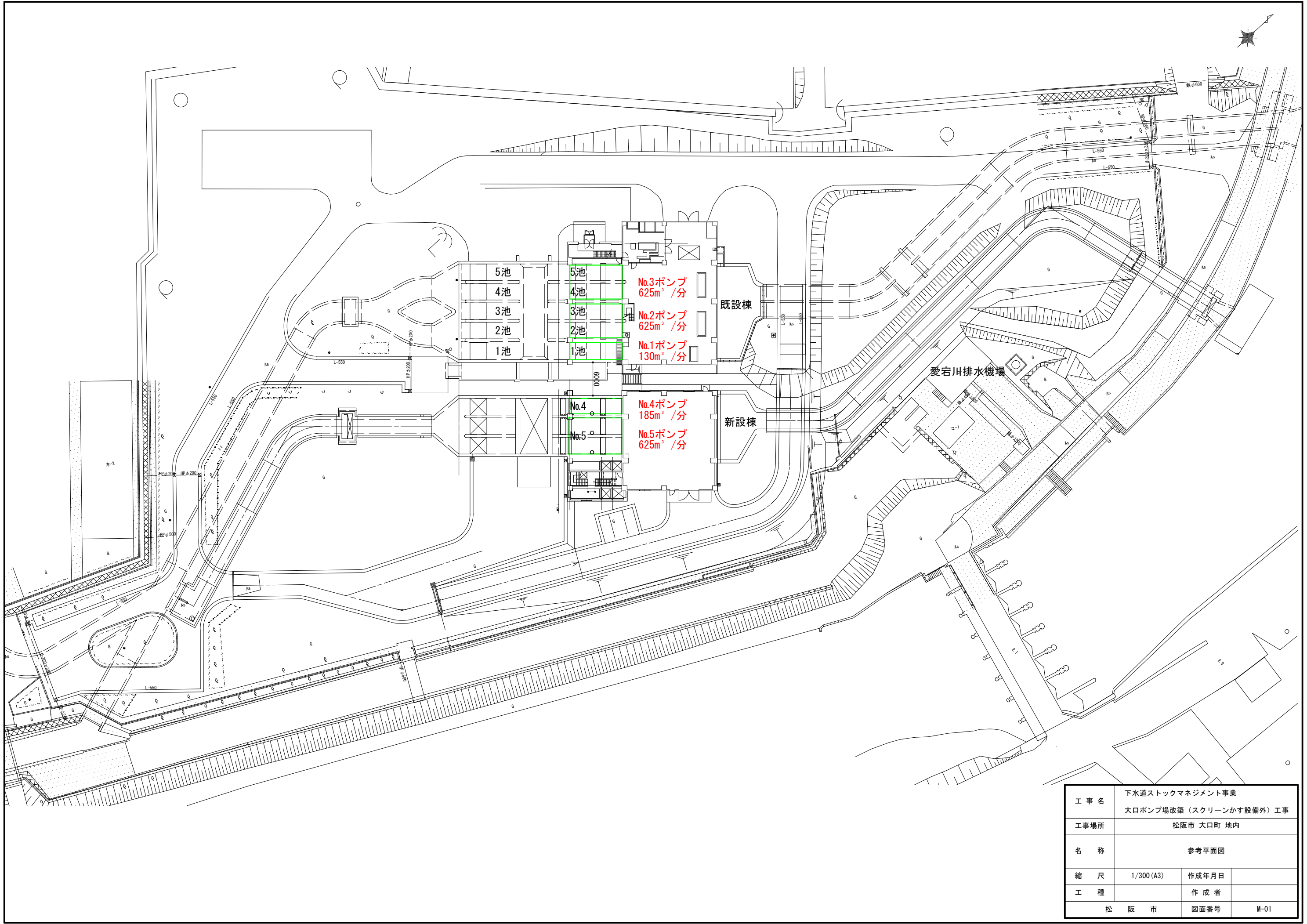
施工項目			R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4	R9.5	R9.6	R9.7	R9.8	R9.9	R9.10	R9.11	R9.12	R10.1	R10.2	R10.3	R10.4	R10.5	R10.6	R10.7	R10.8	R10.9	R10.10	R10.11	R10.12	R11.1	R11.2	R11.3	備考		
本 工 事	除 塵 設 備	1.機器 設計・製作																															
		2.現地工事																															
		①機器等撤去工事																															計画工程表であることから、必ずしも左記の手順通りに施工する必要はありません。
		②機器等据付工事																															計画工程表であることから、必ずしも左記の手順通りに施工する必要はありません。
		③機器調整・試運転																															
	沈 砂 設 備	1.機器 設計・製作																															
		2.現地工事																															
		①機器等撤去工事																															
		沈砂池耐震補強																															
		②機器等据付工事																															計画工程表であることから、必ずしも左記の手順通りに施工する必要はありません。
		③機器調整・試運転																															
	ポ ン プ 設 備	1.機器 設計・製作																															
		2.現地工事																															
		①機器等撤去工事																															既設棟の原動機が使用停止となることから、早期に更新すること。
		②機器等据付工事																															既設棟の原動機が使用停止となることから、早期に更新すること。
		③機器調整・試運転																															
	電 気 設 備 工 事 （ 他 工 事 ）	1.機器 設計・製作																															機械設備仕様確定後、機器設計に着手
		2.現地工事																															
		①-1. 監視制御設備																															
		①-2. 機器調整・試運転																															機械設備試運転前に電気設備単体試験実施
		②-1. 負荷設備																															
		②-2. 機器調整・試運転																															機械設備試運転前に電気設備単体試験実施
		③-1. 計測設備																															
		③-2. 機器調整・試運転																															機械設備試運転前に電気設備単体試験実施
出水期																															出水期については、全てのポンプを稼働するようにし、非出水期については960m ³ /分以上の排水能力の確保をすること。		

既設雨水ポンプ能力

棟名	ポンプNo.	ポンプ能力（m ³ /分）	
既設棟	No. 1	130	1,380
	No. 2	625	
	No. 3	625	
新設棟	No. 4	185	810
	No. 5	625	
合計		2,190	2,190

非出水期におけるポンプの稼働例

- ・ 既設棟の1池～3池の工事期間中
No. 3、No. 4、No. 5ポンプ稼働　＝　1,435m³/分　＞　960m³/分
- ・ 既設棟の4池～5池の工事期間中
No. 1、No. 2、No. 4、No. 5ポンプ稼働　＝　1,565m³/分　＞　960m³/分



工 事 名	下水道ストックマネジメント事業 大口ポンプ場改築（スクリーンかす設備外）工事		
工事場所	松阪市 大口町 地内		
名 称	参考平面図		
縮 尺	1/300 (A3)	作成年月日	
工 種		作 成 者	
松 阪 市	図面番号	M-01	

目次

第 1 章 総 則.....	22
第 1 節 一般共通事項	22
§ 1 適用.....	22
§ 2 工事概要	22
§ 3 仕様書等	22
§ 4 法令、条例などの遵守	22
第 2 節 工事管理.....	23
§ 1 機器および材料の承認	23
§ 2 機材の保管	23
§ 3 試験・検査および引渡し.....	23
§ 4 提出資料	23
§ 5 承諾図	24
§ 6 完成図書	24
§ 7 電子納品	24
第 3 節 その他事項	25
§ 1 関係機関への必要な届出、手続、協議等	25
§ 2 保証.....	25
§ 3 機器の搬入.....	25
§ 4 機器の据付	25
§ 5 手摺、点検歩廊、階段	25
§ 6 補修.....	25
§ 7 安全対策	25
§ 8 仮設物	26
§ 9 荷造りおよび輸送.....	26
§ 10 契約変更.....	26
§ 11 遵守事項.....	26

第 2 章	機 器 仕 様	27
第 1 節	除塵・沈砂池設備	27
§ 1	背面降下前面かき揚げ式除塵機	27
§ 2	No. 1 ベルトコンベヤ	33
§ 3	No. 3 ベルトコンベヤ	37
§ 4	揚砂ポンプ	40
§ 5	揚砂ポンプ吊上げ装置	43
§ 6	沈砂分離機	46
第 2 節	主ポンプ設備	49
§ 1	No. 1 膨張タンク	49
第 3 章	複 合 工 等	51
第 1 節	複合工	51
§ 1	鋼製加工品類	51
§ 2	基礎	52
§ 3	配管	53
第 2 節	撤去工	54
§ 1	撤去機器	54
§ 2	撤去鋼製加工品類	56
§ 3	撤去基礎	57
§ 4	撤去配管	59
第 3 節	仮設工	60

第 1 章 総 則

第 1 節 一般共通事項

§ 1 適用

1. 本特記仕様書は、大口ポンプ場スクリーンかす設備および雨水沈砂設備の製作・据付工事に適用する。
2. 本特記仕様書の適用範囲は、本仕様書に基づく機器の設計、製作、据付、試運転調整までとする。

§ 2 工事概要

1. 工事名称

大口ポンプ場改築（スクリーンかす設備外）工事

2. 工事場所および工期

工事場所：松阪市大口町 地内

工期：契約締結日～令和 11 年 3 月 16 日

3. 工事範囲

本工事の施工範囲は、大口ポンプ場における下記に示す機器の設計、製作、工場試験、輸送、据付、試運転調整および工事設計、配管工事および付帯工事を含むものとする。

（1）スクリーンかす設備および雨水沈砂設備

§ 3 仕様書等

本工事の施工にあたっては、設計図書によるほか、下記の基準等に準拠すること。

ただし、各基準等に重複する事項で内容の相違がある場合、または疑義が生じた場合には、監督員と協議し、その承認を受けなければならない。

・日本工業規格（J I S）	日本規格協会
・日本水道協会規格（J W W A）	日本水道協会
・日本下水道協会規格（J S W A S）	日本下水道協会
・日本下水道機械設備工事必携	日本下水道事業団
・日本下水道事業団一般仕様書	日本下水道事業団
・その他関係法規、規定等	

§ 4 法令、条例などの遵守

工事の施工にあたり、受注者は関係法規および市等の条例、規程等工事の施工に関する諸法令規則を遵守しなければならない。

また、必要な届出および手続等は受注者がこれを代行するとともに、関係機関と密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障なきようにすること。

第2節 工事管理

§ 1 機器および材料の承認

機器および材料については、発注者が指示する期日までに各種承諾図の提出を行い、監督員の承諾を得ること。

§ 2 機材の保管

引き渡しまでの機器および材料の保管に関する責任は、受注者にあるものとする。

§ 3 試験・検査および引渡し

1. 試験

機械設備および電気設備の各種製品において、それぞれ単体試験を実施し、現場据付・調整完了後に組合せ試験を実施するものとする。

2. 中間検査

工事完了後では容易に確認できない部分については、その都度、監督員の検査を受けること。

3. 出来高検査

中間出来高を確認する必要がある場合、監督員は随時これを行う。

この場合、受注者は資料の提出その他、全面的にこれに協力しなければならない。

4. 工事完了検査

本工事の施工にあたって、現地据付調整および試運転完了後に工事完了検査を行う。

5. 引渡し

発注者が定める検査官が行う完成検査の合格したことをもって、引渡し完了とする。

6. 試験・検査費用の負担

機器の製作に際して必要となる工場立会検査および完成検査等において、必要な人員、材料、器具および測定器類に要する費用は、受注者の負担とする。

§ 4 提出資料

受注者は、監督員が指示する期日までに、次に示す図書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。

(1) 施工計画書	2 部（返却 1 部を含む）
(2) 承諾書	2 部（返却 1 部を含む）
(3) 完成図書	3 部
(4) 完成図書電子データ	2 部
(5) 打合せ議事録	1 式
(6) その他必要な書類・図書	必要部数（返却 1 部を含む）

§ 5 承諾図

1. 受注者は、機器製作に先立ち、製作承認図を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、機器据付および各種工事に先立ち、施工承認図を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
3. 承諾図は、次の各号について記載するものとする。
 - ・ 機器製作仕様書
 - ・ 主要機器一覧表
 - ・ 主要機器外形図
 - ・ 機器配置図
 - ・ 予備品および付属品一覧表
 - ・ その他必要な関連図書および資料
4. 承諾図の提出に関して、変更の指示またはその他の指摘事項がある場合には、当該変更内容を反映した図面を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

§ 6 完成図書

完成図書は、本設備の維持管理および操作に必要な次の各号に示す内容を記載するものとし、提出部数は下記のとおりとする。

(1) 完成図書（製本仕様は別途、監督員と協議による）

- ・ 承諾関連図書
- ・ 製作図（外形、構造、結線等）
- ・ 施工図
- ・ 試験成績書
- ・ 取扱説明書
- ・ 工事写真
- ・ 完成写真
- ・ その他、監督員が必要と認めるもの

(2) 完成図書電子データ（電子納品仕様およびオリジナルデータ）

今後の保守・点検、機能増設および更新等を考慮し、完成図書電子データならびに施工段階で作成したデータ等、本工事に関わる電子データを受注者で保管すること。

§ 7 電子納品

本工事は電子納品の対象とする。本工事の成果品は「国土交通省 電子納品運用ガイドライン(案)」等を参考に作成し、電子媒体で納品するものとする。

第3節 その他事項

§ 1 関係機関への必要な届出、手続、協議等

本工事にあたり、必要となる関係官公署、電力会社その他関係機関への届出、手続きおよび協議等は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。

また、これに関わる費用一切は受注者の負担とする。なお、諸手続きの内容については、事前に監督員と協議するものとする。

§ 2 保証

引渡し日より2年以内に発生した故障等で、受注者の責任と認められるものについては、受注者は速やかに無償で修理または交換しなければならない。

なお、特に重大な過失が認められる場合は、保証期間経過後であっても監督員との協議の上、修繕しなければならない。

§ 3 機器の搬入

重量の大きい機器の搬入に際しては、日程、搬入経路方法、据付方法等の施工要領をとりまとめ、監督員に提出し、その承認を得た後に施工すること。

§ 4 機器の据付

各機器の詳細な据付位置の決定に当たっては、事前に監督員と十分協議し、位置の墨出し後においても、監督員の承認を得てから着手し、正確に据付けること。

§ 5 手摺、点検歩廊、階段

手摺、点検歩廊および階段の標準寸法は、下水道事業団 機械設備一般仕様書に準拠する。

§ 6 補修

本工事の施工に当たり、他の建造物等を損傷した場合は、監督員の指示に従い完全に修復し、検査を受け、これに合格しなければならない。

§ 7 安全対策

本工事の施工に当たっては、労働安全衛生規則を遵守し、就業者に対してこれを常に徹底させるとともに、安全作業のための十分な措置を講じ、安全責任者を定めてこれを管理しなければならない。

§ 8 仮設物

本工事に必要な仮設物(詰所、工作場、材料置場等)は、全て受注者の負担で準備すること。

場内に仮設物を設ける場合は、事前に監督員の許可を受け、その指示に従って設置すること。

工事用水、電力および電気設備等は全て受注者の負担とする。

§ 9 荷造りおよび輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全にするとともに、天地無用のものについてはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講ずること。

なお、各梱包ごとに内容品名および数量を外箱に明記すること。

§ 10 契約変更

1. 契約後、監督員の都合により工事内容の変更を必要とする場合は、協議の上、決定するものとする。
2. 契約後、受注者の都合により工事内容の変更を必要とする場合は、監督員がその理由をやむを得ないものと認め、かつ当該変更内容が当初計画と同等以上と認められる場合に限り、これを行うことができる。

§ 11 遵守事項

1. 仕様書等に明記されていない事項で疑義が生じた場合、または設計図書等で想定されていない事態が発生した場合は、監督員と協議の上、これを定めるものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。
2. 仕様書等に明記されていない事項であっても、法令上、技術上、機器構成上または美観上、当然に必要とされる事項については、受注者の負担にて施工すること。
3. 仕様書等に基づく機器および材料に比べ、品質・性能において優位であると認められる機材、材料を使用する場合は、協議の上、承諾を得るものとする。ただし、これに関わる費用は受注者の負担とする。
4. 受注者は、設計の基本条件、整備管理の容易性および経済性を十分に配慮するとともに、塵埃、地震等の自然環境条件に対しても万全の安全対策を講じ、設備がその機能を十分に発揮できるよう留意して工事を遂行すること。
5. 受注者は、工事を遂行するに当たり、防火および防犯に十分注意し、その発生原因が受注者の責任による場合は、受注者にて責任を持って適切に処理・対応すること。
6. 既設設備の保護には十分留意し、万一破損等が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
7. 施工時およびに機器の搬入・搬出時において、施設運用に影響を及ぼさないよう十分に調整すること。

第 2 章 機 器 仕 様

第 1 節 除塵・沈砂池設備

§ 1 背面降下前面かき揚げ式除塵機

1. 使用目的

流入した雨水中の夾雑物を阻止し、し渣としてかき揚げるのを目的とするものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	ダブルチェーン式前面かき揚げ型	背面降下式
(2) 池 寸 法	幅 3,000 mm×高 4,900 mm	
(3) ス ク リ ー ン	目幅 50 mm程度×取付角度 75°	目幅が異なるスクリーンの採用も可能とする
(4) かき揚げ速度	約 3.0m/min	
(5) 駆 動 装 置	3φ×3.7kW×220V×60Hz	(参考)
(6) 台 数	5 台	

3. 構造概要

本機は、本体フレーム、駆動装置、レーキ、チェーン、軸、スプロケットホイール、スクリーン及び補助スクリーン等よりなるもので、流入した雨水中の浮遊物を阻止し、連続的にレーキにてかき揚げ、搬出コンベヤ上に排出するものである。

4. 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は、十分な安全率をとるものとする。
- (2) チェーンの強度は、全負荷荷重が片側に掛かったものとして計算する。
- (3) 装置各部の強度は十分であっても、腐食及び摩耗のおそれがある部分は肉厚を考慮する。
- (4) レーキ速度は、約 3.0m/min とする。
- (5) スクリーンによる損失水頭としての水位変化量は 0.1m以内とする。
- (6) 現地調査の上、流入した雨水中の夾雑物をし渣として十分にかき揚げられるものとする。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

(1) 駆動装置

- 1) 駆動装置は、電動機直結サイクロ減速機又は遊星歯車減速機等を使用し、駆動軸への伝動は、直結又はローラチェーン掛けで行う。
- 2) 駆動装置用減速機は、フレームカバーの外側に置き周囲に点検台を設ける。
- 3) 駆動装置据付け部には、伝動用ローラチェーンの緊張用として、スライド出来るベースを設けること。また、ローラチェーンにはオフセットリンク (2 リンク分) を取り付ける。

- 4) 伝動ローラチェーン露出部には、ステンレス鋼製（エキスパンド等）にて点検・給油に便利な点検窓を設けた体裁のよいカバーを取り付ける。屋外設置のため、減速機部及びチェーン露出部にはステンレス鋼板製のカバーを取り付け、換気を考慮する。
- 5) 駆動装置の出力軸側スプロケットホイールは、鋳鋼、ダクタイル鋳鉄又は機械構造用炭素鋼とし、従動軸側はダクタイル鋳鉄又は鋳鋼とする。いずれも歯は、精度の高い機械切りで、歯数は出力側で最小 17 枚、従動軸側はそれ以上とし、歯面には熱処理を施した耐摩耗性に優れたものとする。
減速機が油潤滑の場合、減速機排油弁には、ビニルホース等の接続が可能な短管を取り付け、常時はキャップ止めとしておく。

(2) フレーム

- 1) フレームは形鋼及び鋼板製（厚 9 mm以上）とし、溶接及びボルトで強固に組立、溶接歪、曲り等のない構造とする。
- 2) サイドフレームには、かき揚げ用チェーンのガイドレールを設け、し渣のかき揚げ、排出が支障なく行われるよう構造的に十分考慮し製作する。
- 3) フレームに付けるレーキガイドレール（厚 9 mm以上）は、かき揚げ用チェーンのローラが転動するガイド溝を設けたもので、サイドフレーム壁部に設置するものとする。レーキガイドは、かき揚げ側及び戻り側に設ける。
- 4) フレーム上端部には、かき揚げ用チェーンの緊張装置としてスクリュテークアップを設けるものとする。スクリュテークアップは、主軸軸受を摺動して調整するものとし、テークアップ用ねじは台形ネジとする。おねじはステンレス鋼（SUS304）めねじは青銅製のものとする。
- 5) レーキガイドの下部でレーキが、U型チェーンガイドにて反転する際、チェーンに多少のゆれみができても円滑に転動し、U型チェーンガイドから離脱しないようにする。
- 6) レーキガイドには、し渣が付着しないよう十分考慮するものとする。
- 7) シュートの清掃が容易に行えるよう、必要な場合には掃除口を設け、作業台をとりつける。
- 8) 駆動軸のフレーム貫通部は、密閉措置を行う。

(3) 本体カバー、シュート、エプロン

- 1) 床面より上部のフレームには、鋼板（厚 4.5 mm以上）製のカバーを設け、内部の水が外側に漏洩しない構造とする。
- 2) 本体カバーは、分解組立及び点検手入等が容易に出来る構造とし、前面には、レーキ又はかき揚げ用チェーンを容易に搬出入できる点検扉（厚 3.2 mm以上）等を設けるとともに、十分なる強度を持たせる。
前面の点検扉とレーキとの間隔は十分とり、点検扉内側には取外し容易な保護用格子等を設ける。
- 3) シュートは、し渣が排出後遅滞なく搬出用コンベヤ上に導かれる構造とし、落下による衝撃及び腐食摩耗に十分耐えるものとする。
なお、本体カバーを設ける場合は、本体カバーの一部シュート（厚 6 mm以上）と兼用する。

- 4) レーキにてかき揚げたし渣は、スクリーン上端からし渣の落下位置までエプロンにて途中、落下停滞することなく、効率よく搬出できる構造とする。
 - 5) エプロンは、鋼板（厚 9 mm以上）製で裏面に必要に応じて形鋼製支持材を設け、歪のないものでフレームに強固に取り付けるものとする。
 - 6) 本体カバー内にし渣が付着しないよう、各リブには 60° 以上の傾斜板を取り付ける。
 - 7) 扉用蝶番は全てステンレス製とする。
 - 8) 扉にはストッパを取り付ける。
 - 9) 本体カバー上部には、外気を取り入れ、内部を乾燥状態に保つための換気扇を取り付ける。
 - 10) 雨水流入等で粗大な夾雑物が流入する沈砂池に設置する除じん機のカバー、シュート等は、夾雑物の閉塞（粗大な夾雑物がかき上げられた場合等を含む）があった場合にも、人力等で閉塞した夾雑物等の搬出作業が可能なように、現場で分解・組み立てが可能な構造とする。
- (4) かき揚げ用チェーン、スプロケットホイール
- 1) かき揚げ用チェーンはブシュドローラチェーン又はブシュドチェーンとする。チェーンの強度は全負荷荷重が片側に掛けられた場合にも安全なものとし、保証（最低）破断強度は 226kN 以上でプレート、ローラ、ピンともステンレス鋼製としピッチは 152.4 mm とする。
 - 2) かき揚げ用チェーンには、レーキ取付け用アタッチメントを組み込む。
 - 3) スプロケットホイールは、耐摩耗性の高いステンレス鋳鋼又はダクタイル鋳鉄製（歯面ステンレス製）とし歯数は 11 枚以上とする。
 - 4) 下部にスプロケットホイールを用いる場合は、歯数、材質は前項と同様とするが、軸穴には青銅、アルミニウム青銅又はオイルレスベアリング等の耐摩耗性の高いブシュをはめこみ、汚水の流入を防止するため、シール装置を設ける。なお、軸受は池上部より給油できるものとする。
 - 5) 下部にスプロケットホイールを用いる場合には、しき等がかみ込まないようカバーを取り付ける。
 - 6) 下部にU型チェーンガイドを用いる場合は、チェーンの進行を円滑に行える構造にするとともに、チェーンがはずれることのないよう十分考慮したものとする。
- (5) 軸
- 1) 主軸は機械構造用炭素鋼（S35C 以上）の 1 本物とし、十分な強度を有し、スプロケットホイールと軸はキーにて固定し、軸と軸受はスラストによって移動しないように強固に固定する。
 - 2) 下部にスプロケットホイールを用いる場合、軸は機械構造用炭素鋼（S45C 又は片持方式で溶接構造の場合は S20C 以上）又はステンレス鋼（SUS403）製とする。軸に炭素鋼を使用する場合には、ステンレス鋼製スリーブを挿入し（共廻りのないよう考慮する）、耐摩耗性の向上を図るものとする。
- (6) レーキ
- 1) レーキは、チェーンの全長にほぼ等間隔に取り付ける。

- 2) レーキの先端には、バースクリーンのピッチに適合したつめを切り、能率良くしさをかき取るとともにレーキが反転してしさを落とす構造とする。また、必要な場合はワイパーを併用して確実にしさを落とす構造とすること。
- 3) レーキは、特に堅固な構造とし、かき取ったし渣がこぼれないような構造とする。
- 4) ワイパーを使用する場合は、円滑に作動して種々雑多なしさの排除が確実に行え、かつ長期の使用に十分耐える丈夫なものであるものとする。また、ワイパーは逆回転においても支障のない構造とする。

(7) スクリーン

- 1) スクリーンは一面構造とし、後段に設置される揚砂ポンプおよび主ポンプの運転に支障を来たす粗大な夾雑物および微細な夾雑物をそれぞれのスクリーンで除去するのに必要な強度と目幅を有するものとする。また、平鋼 (FB75×9 以上) を用い、歪を確実に取り除き、鋼板が等間隔になるようスペーサをはさみ、両ねじの通しボルトにて締め付け組み立てること。ただし、粗目スクリーンの間に細目スクリーンを配置し、粗目スクリーン前端部を細目スクリーン前端面より突出させることで、粗大な夾雑物の細目スクリーンへの衝突を粗目スクリーンで防止する構造を採用する場合において、平鋼の厚みについては、粗目スクリーンを 9mm 以上、細目スクリーンを 6mm 以上とすることができる。
- 2) スクリーンは、支持用形鋼にボルトにて取り付けものとし、支持用形鋼は両端を水路側壁にアンカーボルトにて固定すること。
- 3) アンカーボルトは、躯体鉄筋に接合し、十分強度を有すること。
- 4) スクリーンは、池幅が 2.5m を越える場合は二つ割りとする。

(8) 補助スクリーン

- 1) スクリーン下部は、レーキ通過のための開口があり、これをカバーするために除じん機下部に補助スクリーンを設けるものとする。
- 2) 除じん機停止時、し渣の通り抜けが無いよう、スクリーンと補助スクリーンにレーキがかみ合う一定位置でレーキが停止するよう、レーキ停止位置リミットスイッチを設ける。
- 3) 補助スクリーンの構造は (7) スクリーンの仕様に準ずる。

(9) 給油装置

- 1) かき揚げ装置各部の軸受には給油配管を設ける。
- 2) 給油方式は、原則として集中給油方式とし、給油は手動グリースポンプによるもので、必要数量の分配弁を設ける。グリースガンによる場合は、給油しやすい位置にグリースニップルを設けること。
- 3) 給油口から各軸受までの配管は、分配弁の 1 次側をステンレス管 (SUS304Sch40)、2 次側は、水中部ステンレス管 (SUS304Sch40)、その他は被覆銅管 (Cu-T) 及び耐圧ゴムホースとする。
- 4) 配管は、必要箇所を堅固に支持固定し、支持材を防食処理する。テークアップ等移動する軸受にはできる限りフレキシブル管を使用する。
- 5) 池内配管は、フレーム内に納め、流木等による破損を防止する。

(10) 除塵機設置架台

除塵機の荷重分散を目的に、H形鋼(H350mm×175mm×7mm×11mm 以上)をスラブ上に設置するものとする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|----------------|--|
| (1) フレーム | 形鋼、鋼板 (SS400) |
| (2) チェーン | |
| 1) 動力伝導用 | ローラチェーン (特殊鋼) |
| 2) かき揚げ用 | ブシュドローラチェーン又はブシュドチェーン (ステンレス鋼) |
| (3) スプロケットホイール | |
| 1) 動力伝導用 | 機械構造用炭素鋼 (S35C 以上)
ダクタイル鋳鉄、鋳鋼 (FCD600、SC450 以上) |
| 2) かき揚げ用 | ステンレス鋳鋼 (SCS2 以上)
特殊鋳鋼製 (FCD600 以上) (歯面ステンレス鋼) |
| (4) 軸 | 機械構造用炭素鋼 (S35C 以上又は SUS403) |
| (5) レーキ | 形鋼、鋼板 (SS400) またはステンレス鋼 (SUS304) |
| (6) スクリーン | 形鋼、鋼板 (SS400) またはステンレス鋼 (SUS304) |
| (7) 補助スクリーン | 形鋼、鋼板 (SS400) またはステンレス鋼 (SUS304) |
| (8) 除塵機設置架台 | 形鋼 (SS400) |
| (9) その他接水要部 | ピン、ボルト、スペーサ、通しボルト等 (SUS304) |

7. 保護装置

(1) 電氣的保護装置

過負荷防止用過電流検出器 (電気設備工事)

(2) 機械的保護装置

過負荷防止用減速機内蔵トルクリミッタ

8. 運転・操作概要

(1) 操作

中央	自動・手動
現場	単独 (正転・停止・寸逆)
	連動

(2) 自動運転

起動指令	タイマ
	主ポンプ運転
起動条件	搬出装置運転
	保護継電器不動作
連動機器	搬出装置

9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

10. 塗 装

機械設備工事一般仕様書による。

11. 据 付

機械設備工事一般仕様書によるほか次の点に留意する。

- (1) フレーム及びスクリーンは、指定された取付角度に正確に据え付ける。
- (2) フレームは、水路底部及び床面コンクリートスラブにそれぞれアンカーボルトにて固定する。
- (3) フレームとスクリーンの据え付けは、相対的な位置を十分考慮し、かき揚げ時レーキとスクリーンの噛み合いに支障のないよう十分注意する。
- (4) 据付け後、分解点検が容易に出来るよう据付け時に考慮する。
- (5) カバー内スラブは、し渣が付着しないよう傾斜板あるいはモルタル仕上げを行う。
- (6) 除じん機前側のスラブ開口部には、必要に応じてグレーチング又は合成木材製の蓋を取り付け、グレーチングの場合には、さらにゴムシート板を設ける。
- (7) 接水部両サイドフレーム前面には、水流のよどみを防止するため傾斜板を取り付ける。

12. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する各機器の、アンカーボルト用穴開けはつり及びその復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付け部、水路底仕上用モルタルとアンカーボルト埋込み、埋込み用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

(2) 電気工事との区分

機械設備工事一般仕様書による。

13. 標準付属品（1 台当たり）

- | | |
|---|-----|
| (1) 除塵機設置架台 | 1 式 |
| (2) アンカーボルト | 1 式 |
| (3) 照明器具（防水型、ガード付）
（本体上部用、スクリーン前面部用） | 2 個 |
| (4) 換気扇（ガード及び風量調整ダンパ付） | 1 式 |

§ 2 No.1 ベルトコンベヤ

1. 使用目的

背面降下前面かき揚げ式除塵機でかき揚げられたし渣を No.3 ベルトコンベヤへ搬送するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	トラフ型ベルトコンベヤ	
(2) 寸 法	ベルト幅 600mm×機長（軸芯距離）19,300mm	
(3) ベルト速度	約 20 m/min	
(4) 駆 動 装 置	3φ×1.5kW×220V×60Hz	(参考)
(5) 台 数	1 台	

3. 構造概要

本機は、しさを No.3 ベルトコンベヤまで搬送するためのもので、構成は、水平型ベルトコンベヤとしてコンベヤフレーム、駆動プーリ、テールプーリ、テークアップ、ベルト、スカート、キャリヤローラ、リターンローラ、受皿、洗浄用給排水装置よりなる。

4. 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は、十分な安全率を取るものとする。
- (2) 装置の各部の強度は十分であっても、腐食摩耗の恐れがある部分は肉厚を考慮する。
- (3) 駆動用電動機の出力は、被運搬物をバラ物として扱い、運搬能力を計算し、ベルト速度を約 20m/min（モータプーリ使用の場合はこの限りではない）としたうえで製作すること。ベルト幅は 600mm とする。なお、駆動方法は、サイクロ減速機とする。

5. 各部の構造

- (1) ヘッドプーリは、ラッキングを施しスリップのない動力伝達効率良好のものとする。
- (2) キャリヤローラ、リターンローラ及びサイドローラは、鋼管に塩化ビニルライニング又はゴムライニングを施したもので、ローラ寸法は、φ90 以上とし、ボール又はローラベ어링を使用した円滑な転動をする摩擦損失の少ない十分な強度を有するものとする。
また、キャリヤローラは 1m、シュート部分は 0.5m 以下、リターンローラは 2m の間隔で取り付ける。自動調芯ローラは原則として、キャリヤ側 10m ごとに 1 個、リターン側 20m ごとに 1 個の間隔で設置するものとする。ただし、機長 20m 以下については、自動調芯ローラは、キャリヤ側、リターン側ともに各 1 個とする。機長とは、ヘッドプーリとテールプーリの軸心距離（テークアップストロークを含む）をいう。
- (3) キャリヤローラは、特殊な場合を除き 3 ローラ 20° トラフとする。
- (4) ゴムベルトは、積層数 3P 以上のエンドレス加工をしたものとする。

- (5) ゴムベルトの緊張のために、テールプーリにストローク 300mm 以上のテークアップ（保護カバー付き）を設ける。
- (6) ベルトクリーナは、先端に超硬合金製チップを用いたものを取付けるものとする。また、ベルトの両側面には、しき落下防止用の当て板と調節可能なようにボルト（SUS）止めしたゴム板を全長にわたって取付けること。
 なお、コンベヤには、しきのこぼれ防止のため、全長にわたりスカート及び受皿を取り付け、コンベヤ連絡部にはシュートを取付ける。受皿は、ステンレス鋼製（SUS304、2 t 以上）で清掃容易な形状のものとする。洗浄装置はノズル、分岐管（SUS304 15A）、分岐弁、母管（SUS304 25A）、母管用自動弁（バイパス付）からなり、洗浄排水はドレン管（100A 以上）で排出する。
- (7) コンベヤフレームは、形鋼及び鋼板製で溶接又はボルトで強固に結合し、据付面に堅固に取り付け、コンベヤ各部の荷重のほか、輸送の荷重を含めた全荷重に対しても十分耐えられるとともに外観についても考慮すること。
- (8) さらに屋外部については、厚さ 2mm 以上（SUS304）の雨カバーを取り付け、風圧に対しても十分考慮すること。カバーにはヘッド部、テール部各 1 箇所、及び中間部 5 m に 1 箇所の点検口を取り付けることを標準とする。屋外カバーについては、自動調芯部、蛇行検出部にも点検口を設けること。
 枠及び足は、[100×50×5、他の骨材は L 50×6 以上とする。
 ヘッドプーリドラム及びテールプーリドラムの周りには、巻込み防止用の保護網又はサイドカバー（点検口付）をつける。
- (9) チェーン伝動式の駆動装置には、スライドベースを設けるとともに、チェーンにオフセットリンク（2 リンク分）を取り付ける。
- (10) 減速機がオイル潤滑の場合、排油弁にはビニルホース等の接続が可能な短管を取り付け、常時はキャップ止めとしておく。
- (11) サイドローラ、キャリヤローラ、リターンローラ等の点検が必要な箇所においては、維持管理を考慮した点検口を設ける。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) コンベヤフレーム架台 | SS400 |
| (2) ヘッドプーリドラム | 鋼製＋外面ゴムライニング |
| (3) テールプーリドラム | 鋼製 |
| (4) ゴムベルト | 耐油性ゴム |
| (5) キャリヤ及びリターンローラ本体 | 塩ビ又はゴムライニング鋼管製 |
| (6) ベルトクリーナ | 先端超硬合金製チップ付 |
| (7) スナッププーリ | SS＋ゴムライニング |
| (8) V型ベルトクリーナ | SUS304＋ゴム |
| (9) テークアップスクリュ及びスライド部 | SUS304 製台形ねじ |

7. 保護装置

(1) 電氣的保護装置

- 1) 蛇行検出用サイドローラリミットスイッチ
- 2) ワイヤ式非常停止装置

(2) 機械的保護装置

過負荷防止用減速機内蔵トルクリミッタ

8. 運転・操作概要

(1) 操作

中央	自動
現場	単独（運転・停止）
	連動（ワイヤロープによる緊急停止）

(2) 自動運転

起動指令	主機系運転指令
連動機器	主機系

9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書に準拠するほか現場操作試験を行う。

10. 塗 装

機械設備工事一般仕様書による。

11. 据 付

機械設備一般仕様書に準拠するほか次の点に留意すること。

据付けは他機器との取合いを十分考慮し、所定の位置に正確に据え付けること。

12. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器の、アンカーボルト用孔明はつり及びその復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付部仕上げモルタルとアンカーボルト埋込及び埋込用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

機械設備工事一般仕様書に準拠する。

13. 標準付属品

(1) ベルトクリーナ	1 式
(2) 緊張装置	1 式
(3) スカート、シュート及び受皿	1 式
(4) アンカーボルト	1 式
(5) 蛇行検出リミットスイッチ付サイドローラ	1 式
(6) キャリヤローラ、リターンローラ及びサイドローラ	1 式
(7) ワイヤ式非常停止装置	1 式
(8) 洗浄水弁装置（電動ボール弁、バイパス管付）	1 式

§ 3 No.3 ベルトコンベヤ

1. 使用目的

No.3 し渣搬出機は、No.1 し渣搬出機、No.4 し渣搬出機、No.5 し渣搬出機から搬出されたし渣をコンテナに運搬するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	急傾斜ベルトコンベヤ	
(2) 寸 法	ベルト幅 1000 mm(有効幅 610 mm)× 上部水平約 2.5m×傾斜長約 7.1m×下部水平約 23.0m、 傾斜角度約 40°	
(3) ベルト速度	約 20 m/min	
(4) 駆 動 装 置	3φ×5.5kW×220V×60Hz	(参考)
(5) 台 数	1 台	

3. 構造概要

本機は、しさを貯留コンテナまで搬送するためのものであり、急傾斜コンベヤとしてコンベヤフレーム、駆動装置、駆動プーリ、変角プーリ、テールプーリ、テークアップ、コンベヤベルト、キャリヤローラ、リターンローラ、受皿、ベルトクリーナ、洗浄用給排水装置からなる。

4. 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は、十分な安全率を取るものとする。
- (2) 装置の各部の強度は十分であっても、腐食摩耗の恐れがある部分は肉厚を考慮する。
- (3) 駆動装置は、サイクロ減速機を使用し、駆動プーリへの伝動は、ローラチェーン掛けとする。

5. 各部の構造

- (1) ヘッドプーリは、ラッキングを施しスリップのない動力伝達効率良好のものとする。
- (2) キャリヤローラ、リターンローラ及びサイドローラは、鋼管に塩化ビニルライニング又はゴムライニングを施したもので、ボール又はローラベアリングを使用した円滑な転動をする摩擦損失の少ない十分な強度を有するものとする。
また、キャリヤローラは 1m、シュート部分は 0.5m、リターンローラは 2m 間隔で取り付ける。自動調キャリヤローラリア側、リターン側ともに各 1 個とする。
- (3) ゴムベルトは、本体ベルト、横棧、耳棧より構成され、本体ベルトは積層数 3 プライ以上で耐油性のものとし、エンドレス加工したものとする。ゴムベルトの緊張のためにテールプーリにストローク 300 mm以上のテークアップを設ける。

- (4) ベルトクリーナはビータークリーナ等で、振動でたたき落としたし渣は受皿で受け散水により排水トラフで排水する。
- なお、コンベヤにはし渣のこぼれ防止のため、受皿を取り付ける。受皿は、ステンレス鋼製（SUS304、2t 以上）で清掃容易な形状のものとする。受皿以降は清掃が容易なようにトラフ等の形状とする。洗浄装置はノズル、分岐管、分岐弁、母管、母管用自動弁（バイパス弁）からなり、洗浄排水はドレン管（100A 以上）で排出する。
- (5) コンベヤフレームは形鋼及び鋼板製で、溶接又はボルトで強固に結合し、据付面に堅固に取り付ける。コンベヤ各部の荷重のほか、運搬物の荷重も含めた全荷重に対して、十分耐えられると共に外観についても考慮すること。
- (6) チェーン伝動式の駆動装置には、スライドベースを設けるとともに、チェーンにオフセットリンク（2 リンク分）を取り付ける。
- (7) 減速機がオイル潤滑の場合、排油弁にはビニルホース等の接続が可能な短管を取り付け、常時はキャップ止めとしておく。
- (8) 屋外雨カバーを設けるものとする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) コンベヤフレーム架台 | SS400 |
| (2) ヘッドプーリドラム | 鋼製＋外面ゴムライニング |
| (3) テールプーリドラム | 鋼製＋外面ゴムライニング |
| (4) ゴムベルト | 耐油性ゴム |
| (5) キャリヤ及びリターンローラ | 塩ビ又はゴムライニング鋼管製 |
| (6) V型ベルトクリーナ | SUS304＋ゴム |
| (7) テークアップスクリュおよびスライド部 | SS＋ゴムライニング |
| (8) 屋外雨カバー | SUS304 |

7. 保護装置

- (1) 電氣的保護装置
- 1) 蛇行検出用サイドローラリミットスイッチ
 - 2) ワイヤ式非常停止装置
- (2) 機械的保護装置
- 過負荷防止用減速機内蔵トルクリミッタ

8. 運転・操作概要

(1) 操作

中央	自動
現場	単独（運転・停止） 連動（ワイヤロープによる緊急停止）

(2) 自動運転

起動指令	主機系運転指令
連動機器	主機系

9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

10. 塗 装

機械設備工事一般仕様書による。

11. 据 付

機械設備工事一般仕様書によるほか、次の点に留意すること。

据付けは他機器との取り合いを十分考慮し、所定の位置に正確に据え付けること。

12. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器の、アンカーボルト用孔明はつり及びその復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付部仕上げモルタルとアンカーボルト埋込及び埋込用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

機械設備工事一般仕様書に準拠する。

13. 標準付属品

(1) ベルトクリーナ	1 式
(2) 緊張装置	1 式
(3) シュート及び受皿	1 式
(4) 基礎ボルト、ナット	1 式
(5) 蛇行検出リミットスイッチ（手動復帰耐浸形）付サイドローラ	1 式
(6) キャリヤローラ、リターンローラ及びサイドローラ	1 式
(7) ワイヤ式非常停止装置	1 式
(8) 洗浄水弁装置（電動ボール弁、バイパス管付）	1 式

§ 4 揚砂ポンプ

1. 使用目的

沈砂池ピットに集砂された沈砂を揚砂するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	水中サンドポンプ	
(2) 口 径	φ 150 mm	
(3) 吐 出 量	2.0 m ³ /分	
(4) 揚 程	12 m	
(5) 電 動 機 出 力	11 kW	
(6) 周 波 数	60 Hz	
(7) 電 圧	220 V	
(8) 水中ケーブル長	約 30 m	(参考)
(9) 沈砂池底から 上部床までの高さ	5.9 m	
(10) 台 数	1 台	

3. 構造概要

本ポンプは、沈砂を移送するためのもので、水中において連続運転に耐える堅牢な構造とする。ポンプは、円滑に運転できるとともに、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

4. 製作条件

- (1) 取扱流体は、砂溜まり内に堆積した汚物を含む沈砂とする。
- (2) ポンプは締切り起動が可能であること。

5. 各部の構造

(1) 駆動装置

ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。

(2) 本体

1) ケーシング

ケーシングは、内部圧力および振動等に対する機械的強度並びに腐食、磨耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。ケーシングは分解、組立が容易であり、分解する場合は、羽根車が主軸に取付けられたままで、上部に取り出せる構造とすること。

2) 羽根車

羽根車は、良質強靱な製品とし、固形物の混入に対し堅ろうであること。

羽根車は、極力羽根数を少なくし、平衡を十分とるとともに表面を滑らかに仕上げること。

3) 主軸

主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルクおよび振り振動に対しても十分な強度を有すること。

4) 軸封装置

軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず、異物が電動機内に浸入しないよう中間に油を密封した二段構造とする。また、シール等の取替えが容易に行える構造とする。

5) 軸受

回転部質量および推力スラストは、電動機に内装した軸受にて指示するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑ができる構造とする。

6) フランジ

配管との接続フランジ寸法は、JIS B 2239 (JIS10K) または、JIS B 2062 に準ずる。内配管および分解用フランジのボルト、ナットは SUS304 とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) ケーシング | FC500 または相当品 |
| (2) 羽根車 | 高クロム鋳鉄 |
| (3) 主軸 | SUS420J2 または相当品 |

7. 保護装置

- (1) サーマルスイッチ
- (2) 機械的保護装置

8. 試験・検査

ポンプの検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後、JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

9. 据 付

- (1) 動力ケーブルは、ポンプの吊上げ、分解時に必要な長さとする。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気工事との区分

端子箱および端子箱までの水中ケーブルの配線接続は本工事とし、それ以降の配線接続は電気設備工事とする。

11. 標準付属品

(1) 水中ケーブル(端子箱まで)	1 式
(2) 吊上げ用チェーン(SUS304 製)	1 式
(3) 動力ケーブル用端子箱	1 個
(4) 連成計 (隔膜式)	1 個
(5) ケーブルフック	1 個

§ 5 揚砂ポンプ吊上げ装置

1. 使用目的

揚砂ポンプを吊上げ、吊下げするものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	電動式チェンブロック	ギヤードトロリ付
(2) 定 格 荷 重	1.0 ton	
(3) 揚 程	8.5m	
(4) 床 上 制 御 器 コード長さ	約 2.0m	
(5) 電源、周波数	220V×60Hz	
(6) 巻 上 速 度	8.5 m/min	(参考)
(7) 巻上電動機	1.8 kW	(参考)
(8) 横 行 長 さ	38 m	
(9) 電源箱とプル ボックス間の配線の 長さ	約 2.0m	
(10) 使用 I ビーム	I - 250×125×7.5	
(11) 台 数	1 台	

3. 構造概要

電動チェンブロックは、設備機器やそれらに必要な材料などの搬入、搬出、据付け、保守及び点検用使用するもので、電動式チェンブロックとし、巻上巻下を電動機駆動により行い、その操作は、床面にて電動チェンブロックから吊り下げた押釦スイッチにより操作を行うものである。

4. 製作条件

電動チェンブロックは、厚生労働省令「クレーン等安全規制」、厚生労働省告示「クレーン構造規格」に準じ、経済産業省令「電気設備技術基準」、日本産業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会規格（JEM）等の法令・規格にしたがい、安全かつ正確な運転ができるとともに、耐久性に富み維持管理に便利な構造とする。

5. 各部の構造

(1) 巻上装置

平歯車又はハスバ歯車の組合せによる歯車機構、巻取装置、ブレーキ機構を内蔵した電動機からなり、電動で動力を歯車機構に伝え荷鎖車を回転させて巻上げる方式とする。

(2) ロードシーブ（荷鎖車）

鋳造品とし、荷鎖巻上げ時荷鎖をいためない加工処理を施したものとする。また、電動使用に十分耐える強度を有するものとする。

(3) ロードチェーン

ロードチェーンは、精選された特殊合金鋼を加熱処理により、適正な表面硬化処理を行い、破断応力 800N/mm^2 以上のもので表面に金属拡散浸透処理を施した、防錆防食効果に優れた鎖とする。

(4) フック

形状は片カギ形とし、玉掛ワイヤーロープ外れ止め用安全レバー付とする。

(5) 横行装置（ギヤードトロリ）

ハンドホイールに取り付けられた手鎖を操作することにより、ハンドホイールを回し、その反対側に取り付けられた平歯車により、横行車輪のうち半数（片側）を駆動させる方式とする。

なお、吊換が必要な場合は、吊換用具を具備するものとする。

6. 保護装置

(1) ブレーキ装置

- 1) メカニカルブレーキは、ブレーキ板、爪及び爪車からなり電動機軸が停止した場合に荷を確実に保持し、下降の際に加速を防止できる構造とする。
- 2) モータブレーキは、操作回路を遮断すると、電動機軸上のブレーキが作動して、電動機の回転が停止できる構造とする。

(2) 渦巻防止装置

本体に巻き込まれるロードチェーンのもつれを矯正するガイドを有し、巻上げ過ぎ、巻下げ過ぎの状態になれば、電源回路を遮断する構造、又は荷鎖車と電動機軸間にフリクションクラッチを設け、巻上げ巻下げ過ぎの状態になれば、フリクションクラッチが機能する構造とする。

7. 試験、検査

電動チェーンブロックは、製作工場にて組立完了後、JIS B 8815（受渡試験）に準拠した性能試験を行う。

8. 塗 装

製作者標準塗装とする。

9. 据付け

据付けに当たっては、土木、建築工事で施工した横行レール（I 形鋼）に製品添付の取扱説明書などに記載された取付け説明に従い、安全かつ堅固に取付ける。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

電動チェーンブロック横行用レール（I 形鋼）ストッパは、本工事とする。

(2) 電気工事との区分

電源箱までの一次側配線は電気工事とし、電源箱以降は本工事とする。

11. 標準付属品

(1) チェーンバケット（鋼製）	1 式
(2) キャブタイヤケーブル	1 式
(3) 床上制御器	1 個
(4) ケーブルハンガ	1 式
(5) 電源箱（通電ランプおよび ELCB 付）	1 面
(6) プルボックス	1 面
(7) 吊換用具（ロードチェーン、プレーントロリを含む）	1 式

§ 6 沈砂分離機

1. 使用目的

本機は揚砂ポンプより送られる含砂水を受け、固液分離するものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	分離槽付スクリュコンベヤ	
(2) 処 理 対 象 液	揚砂ポンプからの揚砂水	
(3) 投入水量	2.0m ³ /min	
(4) スクリュー羽根径	約 φ 500mm	
(5) スクリュー機長	約 6.2m	角度約 35°
(6) 電 動 機	3 φ × 3.7kW × 220V × 60Hz	(参考)
(7) 台 数	1 台	

3. 構造概要

本機は円筒形分離槽、円錐形分離ホッパ、スクリュコンベヤ、駆動装置等よりなるもので、沈砂の固液分離が支障なく行える構造とする。

4. 製作条件

- (1) 本装置は投入される砂及び水の圧力に十分耐えうる構造とする。
- (2) 沈砂を効率よく沈降分離し、搬出できる構造とする。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

(1) 分離槽

- 1) 分離槽は、一般構造用圧延鋼板（6mm 以上）を溶接及びボルト・ナットで組み立てるものとし、水圧に十分耐える水密構造とする。
- 2) 分離槽上部には、沈砂と水を効率よく分離できるように鋼板製の整流筒を設ける。また下部から沈砂を容易に搬出できる構造とする。
- 3) オーバーフローは、150A 以上の管又はトラフとし、所定流量を十分に流すことができる口径とする。
- 4) 排水管は 150A 以上の管又はトラフとし、閉塞しない構造とする。
- 5) 排水管には、電動偏心構造弁を設ける。
- 6) 分離槽上部カバーは、鋼板（3.2mm 以上）製とし、鋼板製点検扉を設ける。

(2) スクリューコンベヤ

- 1) スクリュー軸は機械構造用炭素鋼鋼管（STKM）製、または圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG）製とする。
- 2) 軸の周辺に高張力鋼板製のヘリコイル状羽根（6mm 以上）を溶接し、沈砂を効率よく搬出できる形状とする。

- 3) トラフは、高張力鋼板（9mm 以上）により製作する。
- 4) トラフは、溶接及びボルト・ナットで分離槽に固定する。
- 5) スクリューコンベヤ上部カバーには、鋼板（3.2mm 以上）製点検扉を設ける。
- 6) スクリュー軸のトラフ取付け部は、パッキンなどで止水を行うものとする。
- 7) スクリューのスラスト荷重は、スラスト軸受等で受けるものとする。
- 8) スクリューコンベヤの傾斜角度は、約 35 度とする。

(3) 駆動装置

- 1) 駆動装置は、電動機直結形遊星歯車式減速機（トルクリミッタ付）を使用する。
- 2) チェーンの張り調節のため、駆動装置据付部にスライドベースまたはテンショナーを設ける。
- 3) 動力チェーン(SCM 製)には、オフセットリンク（2 リンク分）を取り付ける。
- 4) 電動機は、全閉防まつ外被表面冷却自力（屋外）形とする。
- 5) 駆動装置の動力チェーン露出部には、鋼製カバー（2.3mm）またはステンレス鋼製カバー（t 2.0）を設ける。また、鋼製カバーまたはステンレス鋼製カバーは点検に便利な形状とする。
- 6) 駆動装置の出力軸側スプロケットホイールは、機械構造用炭素鋼製とし、駆動軸側は、ダクタイル鋳鉄製とする。また、歯面は熱処理を施し、耐摩耗性に優れたものとする。ただし、減速機一体型の場合はこの限りではない。
- 7) 駆動装置の過負荷に対する保護は、瞬時要素付き過電流継電器及びトルクリミッタにより行うものとする。

(4) 給油装置

- 1) 各部給油の必要な軸受には給油配管をする。
- 2) 集中給油によることが出来る箇所は手動グリースポンプによる集中給油方式とし、その他はグリースガンによる給油とする。手動グリースポンプによる場合は、必要量の分配弁を設け、グリースガンによる場合は給油しやすい位置にグリースニップルを設けること。なお、給油口から各軸受までの配管は鋼管および銅管を使用し、受金物等必要一切を設けるものとする。

(5) 点検歩廊

分配槽の周辺は、形鋼及び縞鋼板製の点検歩廊を設ける。また、階段及び手摺を設ける。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 分離槽 | 一般構造用圧延鋼(SS400) |
| (2) スクリューコンベヤ羽根 | 高張力鋼板 |
| (3) スクリューコンベヤ軸 | 機械構造用炭素鋼鋼管（STKM）または
圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG） |
| (4) スクリューコンベヤ前部軸、後部軸 | 機械構造用炭素鋼（S20 以上） |
| (5) スクリューコンベヤトラフ | 高張力鋼板 |

7. 保護装置

(1) 電氣的保護装置

過負荷防止用瞬時要素付き過電流継電器（電氣設備工事）

(2) 機械的保護装置

過負荷防止用減速機内蔵トルクリミッタ

8. 運転操作概要

(1) 操作

現場 連動
 単独

(2) 連動機器

1) 揚砂ポンプ

9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

10. 塗 装

機械設備工事一般仕様書による。

11. 据 付

機械設備工事一般仕様書による。

12. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用孔明き斫りおよび、その復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付部仕上モルタルとアンカーボルト埋込、埋込用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

(2) 電氣工事との区分

機械設備工事一般仕様書による。

13. 標準付属品

- | | |
|------------------|-----|
| (1) アンカーボルト | 1 式 |
| (2) 排水弁（電動偏心構造弁） | 1 個 |

第2節 主ポンプ設備

§ 1 No.1 膨張タンク

1. 使用目的

高架水槽より自然流下により送水された冷却水のクッションタンクとし、既設棟 No. 1～No. 3 雨水ポンプのエンジン、減速機へと送水するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	鋼板製角形	
(2) 容 量	2100 L	
(3) 台 数	1 台	

3. 構造概要

本タンクは、冷却水を一時貯留するためのもので立形タンクとする。

4. 各部の構造

- (1) タンクは、原則とし鋼板（4.5mm 厚）製の溶接構造で角形とし、タンク内面はエポキシ樹脂塗装を施すこと。
- (2) 冷却水受口、供給口、通気口、ドレン抜、溢流口、その他必要な座を設けること。
- (3) 液面計は、フロートスイッチ又は電極棒とする。

5. 使用材料

本体 SS400
架台 SS400

6. 試験・検査

一般事項については、機械設備工事一般仕様書による。

7. 塗 装

一般事項については、機械設備工事一般仕様書による。

8. 据 付

一般事項については、機械設備工事一般仕様書による。

9. 他工事との区分

土木、建築工事との区分

機器コンクリート基礎、一部はつり、孔部復旧モルタル仕上げは本工事とする。

10. 標準付属品

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) ドレン弁、供給弁 | 1 式 |
| (2) フロートスイッチ、又は電極棒（ホルダまで） | 1 式 |
| (3) 基礎ボルト・ナット | 1 式 |
| (4) 空気抜管 | 1 式 |
| (5) 架台 | 1 式 |

第 3 章 複 合 工 等

第 1 節 複合工

§ 1 鋼製加工品類

(1) 鋼製加工仕様および施工場所は次のとおりとする。

番号	名称	施工場所	主寸法	材質	数量	備考
1	背面降下前面かき揚げ式除塵機点検歩廊	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	2 式	
2	手摺	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
3	No.3 ベルトコンベヤ点検歩廊	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
4	既設棟点検歩廊	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
5	新設棟点検歩廊	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
6	揚砂ポンプ吊上げ装置架台	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
7	沈砂分離機点検歩廊	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
8	歩廊（1）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
9	歩廊（2）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
10	歩廊（3）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
11	歩廊（4）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+塗装	1 式	
12	開口蓋（1）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+無塗装	1 式	
13	開口蓋（2）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400+無塗装	4 式	
14	タラップ（1）	沈砂池（水中）	図示による	SUS	2 式	
15	タラップ（2）	沈砂池（水中）	図示による	SUS	2 式	

(2) 特記事項

詳細は、機器配置図、添付図等による。

§ 2 基礎

(1)基礎工仕様および施工場所は次のとおりとする。

番号	名 称	施工場所	数量	備 考
1	背面降下前面かき揚げ式除塵機基礎	沈砂池（水中）	5 式	
2	地底コンクリート（1）	沈砂池（水中）	8 式	
3	地底コンクリート（2）	沈砂池（水中）	6 式	
4	No.1 ベルトコンベヤ基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
5	No.3 ベルトコンベヤ基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
6	沈砂分離機基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
7	No.1 膨張タンク基礎	ポンプ室（屋内）	1 式	
8	脚部根巻（1）	各所	1 式	
9	脚部根巻（2）	各所	1 式	
10	脚部根巻（3）	各所	1 式	
11	脚部根巻（4）	各所	1 式	

(2)特記事項

- 1)詳細は、機器配置図、添付図等による。
- 2)本特記仕様書に記載の機器、架台等の基礎（アンカー孔モルタル充填を含む）及び機能上必要な基礎は本工事に含むものとする。
- 3)本工事に必要なコンクリート構造物のはつりは本工事で行い、貫通部分はモルタル充填による原型復旧を原則とする。

§ 3 配管

(1)配管の仕様および施工場所は次のとおりとする。

番号	名 称	材質	口径	施工範囲	備考
1	揚砂管	サクシオン ホース	φ 150	揚砂ポンプ ～今回取合点	水中
		SUS	150A	今回取合点 ～沈砂分離機	
2	洗浄水管	SGPW	25A, 20A	既設取合点 ～散水栓 (20A)	
3	冷却水管	SGPW	80A 150A	No. 1 膨張タンク ～既設取合点	
4	冷却水管 (戻り)	SGPW	150A	No. 1 膨張タンク ～既設取合点	
5	オーバー フロー管	SGPW	150A	No. 1 膨張タンク ～既設取合点	
6	ドレン管	SGPW	25A	No. 1 膨張タンク ～既設取合点	
7	排水管	SGPW	150A	沈砂分離機 ～沈砂池	

(2) 特記事項

- 1) 保守・点検上必要と思われる場所には、監督員の指示に従い架台等を設置する。
- 2) 各配管には、必要に応じ架台、渡り歩廊、支持金具及び被覆工を施す。
- 3) 配管、弁の為の支持架台及び一部はつり工、孔部分の復旧工事は本工事に含む。
- 4) 各配管にドレン管、エア抜き管を考慮し、必要な箇所に設けること。
- 5) 機能上必要な弁類等を含む。

第2節 撤去工

§ 1 撤去機器

(1) 撤去機器仕様および設置場所は次のとおりとする。

	名称	仕様	出力 (kW)	設置場所	数量	備考
1	No. 1～5 粗目スクリーン	鋼製スクリーン 3000W×4900H×目幅 150mm 取付角 70°	—	沈砂池（水中）	5	
2	1系粗目用 走行式除塵機	走行台車型間欠式（伸縮アーム式） 3000W×4900H	3.75	沈砂池（屋外）	1	
3	No. 1～3 細目自動除塵機	間欠式（伸縮アーム式） 3000W×4900H×目幅 50mm 取付角 75°	2.25	沈砂池（水中）	3	
4	No. 4～5 細目自動除塵機	間欠式（伸縮アーム式） 3000W×4900H×目幅 50mm 取付角 75°	3.0	沈砂池（水中）	2	
5	走行式 沈砂掻揚機	門型走行式グラブバケット 揚程 9.4m×容量 0.6m ³	3.7	沈砂池（屋外）	1	
6	No. 1 ベルトコンベヤ	トラフ型ベルトコンベヤ ベルト幅 600×機長 19000	2.2	沈砂池（屋外）	1	
7	No. 2 ベルトコンベヤ	トラフ型ベルトコンベヤ ベルト幅 600×機長 19000	2.2	沈砂池（屋外）	1	
8	No. 3 ベルトコンベヤ	トラフ型ベルトコンベヤ ベルト幅 600×機長 25000	2.2	沈砂池（屋外）	1	
9	スキップホイス ト	ワイヤーロープ式 揚程約 9.0m×容量 0.3m ³	3.7	沈砂池（屋外）	1	
10	し渣ホッパ	角型自立式 5.0m ³	3.0	沈砂池（屋外）	1	
11	No. 1 膨張タンク	鋼板製角型 1000L	—	ポンプ室（屋内）	1	

(2) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図等による。
- 2) 機器廻り配管等も含むものとし、撤去工事に伴う現場復旧工事一切も含む。
- 3) 現場条件を十分確認し、監督員と協議の上、適切な施工をすること。
- 4) 本工事で発生した撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては指定場所への処分を行うこと。
- 5) 撤去に当たっては運転に支障の無いよう手順を考慮すること。
- 6) 本工事で発生した撤去品のうち、スクラップの対象となるものについては指定する場所に仮置確認後、処分することとし、可能な限り以下の対応を図ること。
 - ア) 長尺ものについては細分化し、材質ごとに分別化する。
 - イ) 機器に充填されたオイル等の抜き取りを行う。なお、抜き取ったオイル等は適切に処分すること。
- 7) 必要に応じて、清掃作業並びに通水中に諸作業を行うものとするが、その際には酸素欠乏症、硫化水素中毒による災害予防対策並びに安全対策を十分に行うこと。

§ 2 撤去鋼製加工品類

(1) 鋼製加工仕様および施工場所は次のとおりとする。

番号	名称	施工場所	主寸法	材質	数量	備考
1	細目自動除塵機 点検歩廊	沈砂池（屋外）	図示による	SS400	1 式	
2	歩廊（1）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400	1 式	
3	歩廊（2）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400	1 式	
4	歩廊（3）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400	1 式	
5	歩廊（4）	沈砂池（屋外）	図示による	SS400	1 式	
6	スキップホイスト 架台	沈砂池（屋外）	図示による	SS400	1 式	
7	し渣ホッパ架台	沈砂池（屋外）	図示による	SS400	1 式	
8	し渣ホッパ架台 階段	沈砂池（屋外）	図示による	SS400	1 式	
9	タラップ（1）	沈砂池（水中）	図示による	SUS	2 式	
10	タラップ（2）	沈砂池（水中）	図示による	SUS	2 式	

(2) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図等による。
- 2) 機器廻り配管等も含むものとし、撤去工事に伴う現場復旧工事一切も含む。
- 3) 現場条件を十分確認し、監督員と協議の上、適切な施工をすること。
- 4) 本工事で発生した撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては指定場所への処分を行うこと。
- 5) 撤去に当たっては運転に支障の無いよう手順を考慮すること。
- 6) 本工事で発生した撤去品のうち、スクラップの対象となるものについては指定する場所に仮置確認後、処分することとし、可能な限り以下の対応を図ること。
 - ア) 長尺ものについては細分化し、材質ごとに分別化する。
 - イ) 機器に充填されたオイル等の抜き取りを行う。なお、抜き取ったオイル等は適切に処分すること。
- 7) 必要に応じて、清掃作業並びに通水中に諸作業を行うものとするが、その際には酸素欠乏症、硫化水素中毒による災害予防対策並びに安全対策を十分に行うこと。

§ 3 撤去基礎

(1) 撤去基礎工仕様および施工場所は次のとおりとする。

番号	名 称	施工場所	数量	備 考
1	No. 1～5 粗目スクリーン基礎	沈砂池（水中）	5 式	
2	1 系粗目用走行式除塵機基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
3	走行式沈砂掻揚機基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
4	No. 1～5 細目自動除塵機基礎	沈砂池（水中）	5 式	
5	No. 1 ベルトコンベヤ基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
6	No. 2 ベルトコンベヤ基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
7	No. 2 ベルトコンベヤ 歩廊基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
8	No. 3 ベルトコンベヤ基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
9	No. 3 ベルトコンベヤ 歩廊基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
10	スキップホイスト基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
11	し渣ホッパ架台基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
13	し渣ホッパ架台階段基礎	沈砂池（屋外）	1 式	
13	No. 1 膨張タンク基礎	ポンプ室（屋内）	1 式	

(2) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図等による。
- 2) 機器廻り配管等も含むものとし、撤去工事に伴う現場復旧工事一切も含む。
- 3) 現場条件を十分確認し、監督員と協議の上、適切な施工をすること。
- 4) 本工事で発生した撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては指定場所への処分を行うこと。
- 5) 撤去に当たっては運転に支障の無いよう手順を考慮すること。
- 6) 本工事で発生した撤去品のうち、スクラップの対象となるものについては指定する場所に仮置確認後、処分することとし、可能な限り以下の対応を図ること。
 - ア) 長尺ものについては細分化し、材質ごとに分別化する。
 - イ) 機器に充填されたオイル等の抜き取りを行う。なお、抜き取ったオイル等は適切に処分すること。
- 7) 必要に応じて、清掃作業並びに通水中に諸作業を行うものとするが、その際には酸素欠乏症、硫化水素中毒による災害予防対策並びに安全対策を十分に行うこと。

§ 4 撤去配管

(1)配管の仕様および施工場所は次のとおりとする。

番号	名 称	材質	口径	施工範囲	備考
1	洗浄水管	SGPW	25A	既設取合点 ～散水栓	
2	冷却水管	SGPW	80A 150A	No. 1 膨張タンク ～既設取合点	
3	冷却水管 (戻り)	SGPW	150A	No. 1 膨張タンク ～既設取合点	
4	オーバー フロー管	SGPW	150A	No. 1 膨張タンク ～既設取合点	
5	ドレン管	SGPW	25A	No. 1 膨張タンク ～既設取合点	

(2)特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図等による。
- 2) 機器廻り配管等も含むものとし、撤去工事に伴う現場復旧工事一切も含む。
- 3) 現場条件を十分確認し、監督員と協議の上、適切な施工をすること。
- 4) 本工事で発生した撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものについては指定場所への処分を行うこと。
- 5) 撤去に当たっては運転に支障の無いよう手順を考慮すること。
- 6) 本工事で発生した撤去品のうち、スクラップの対象となるものについては指定する場所に仮置確認後、処分することとし、可能な限り以下の対応を図ること。
 - ア) 長尺ものについては細分化し、材質ごとに分別化する。
 - イ) 機器に充填されたオイル等の抜き取りを行う。なお、抜き取ったオイル等は適切に処分すること。
- 7) 必要に応じて、清掃作業並びに通水中に諸作業を行うものとするが、その際には酸素欠乏症、硫化水素中毒による災害予防対策並びに安全対策を十分に行うこと。

第3節 仮設工

1. 目的

沈砂池の工事の際に、水路に仮壁を設置し、止水を行い、それぞれ更新工事を行う。

なお、記載の工事手順は案であり、受注者にて問題のない仮設計画を立案し、監督員の承諾を得たうえで、工事を安全かつ確実に行うこととする。

2. 工事手順

(1) 水路部設置の止水板

- 1) 既設棟 5 池のうち、1 池～3 池（3 池分）を対象として工事を実施する。
- 2) 止水板を設置し、水路のドライ化を行う。
- 3) 対象池において、既設粗目スクリーン前段に止水板を設置する。
- 4) 対象池における既設設備の撤去および更新作業完了後、止水板を撤去する。
- 5) 次に、既設棟 5 池のうち、4 池～5 池（2 池分）を対象として工事を実施する。
- 6) 上記 2)～4) を実施し、工事完了。

(2) 沈砂池設置の止水板

- 1) 既設棟の 3 池と 4 池の間に止水板の設置を行う。
- 2) 止水板を設置することで、沈砂池のドライ化を行う。
- 3) 既設棟における 1 池～5 池のすべての工事が完了次第、撤去し、工事完了。

2. 鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名称	施工場所	主寸法	材質	数量	備考
1	止水板 (1)	沈砂池 (水中)	図示による	SS400	5	
2	止水板 (2)	沈砂池 (水中)	図示による	SS400	1	

2. 特記事項

(1) 詳細は、仮設図による。

(2) 止水板の設置方法は多数存在するため、現場条件を十分確認し、監督員と協議の上、適切な施工をすること。